

長岡市	見附市	栃尾市	中之島町
 <h1 style="font-size: 2em;">長岡地域 任意合併協議会だより</h1> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 5px; color: white; font-weight: bold; font-size: 1.5em;">第7号</div>			
越路町	三島町	山古志村	小国町

発行：長岡地域任意合併協議会
編集：長岡地域任意合併協議会事務局

7月18日に長岡市のパストラル長岡で第7回長岡地域任意合併協議会（以下「協議会」といいます。）を開催しました。

まず、これまで新市将来構想策定小委員会で議論された「新市将来構想」の中間報告を行い、策定の流れや新市をイメージするキーワードなどが発表されました。

地域自治については、前回の協議会で設置を決めた「地域自治研究会」の検討状況を報告しました。

協議事項の「議員の特例」については、各市町村議会の代表から現在各議会で協議されている状況を報告していただくなど、活発な意見交換を行いました。結論は出さず、次回の協議会において、地域自治の検討とあわせて再度協議することになりました。

また、今回の傍聴者は、予定数の50人を超え、今回の議題である「将来構想」、「地域自治」、「議員の特例」に関心の高いことがうかがえました。

第7回任意合併協議会開催

「議員の特例」結論持ち越し 次回再度協議



第7号の掲載内容

- ・第7回任意合併協議会の内容
議題「合併に関する基本的な事項」について
- ・新市将来構想について
- ・信濃くんのちょっと質問！
- ・おしらせ

信濃くんの ちょっと質問！



先生、ようやく長岡地域の合併の方式が決まりましたけど、合併の方式によって違うことって何ですか？

そうですね、長岡地域の合併の方式が「長岡市への編入合併」で決まったわけだけども、合併方式による違いを簡単に説明しようか。

実は新設合併と編入合併ではっきり違うものって、「市町村長」や「議員」の身分の取扱いくらいなんだよね。

えっ、それだけなんですか。もっと多くの違いがあると思いませんか？

まあ、細かいいえば法手続きや実務的な作業の違いもあるけれどね。

まず、新設合併では、全ての市町村を一度廃止してから新たな市町村を作るから、全ての市町村長や議員は失職することになるんだ。でも、編入合併の場合は、編入する側の市町村長や議員だけは残って、その他の市町村長や議員は失職することになるんだ。

でも、失職するところとしないところがあると、なんか特別扱いみたいで、合併の有利不利が出るんじゃないですか？

だから、合併の特例というのがあったらいいんじゃないか？

だから、合併の特例というのがあったらいいんじゃないか？

議院については、合併してもそのまま議員が残る在任特例と、人口比で一定割合を増員選挙する定数特例があるんだ。一定期間だけ特例を使って地域の不安を解消しようという訳なんだ。

なるほどね。じゃあ、僕たちが日頃受けているサービスは、合併の方式によって違いがあるのかな？

編入合併によってサービスが下がるんじゃないか？

不安は耳にするけど、合併の方式による行政サービスの違いは無いよ。

えっ、だって新設合併だと新しく制度をつくるし、編入合併だと編入するところに合わせるんじゃないか？

そうじゃないよ。この長岡地域の場合、財源を考えたから、サービス水準を全体的に見て低下させないように調整作業をしているよね。つまり、合併後30万人になる「新ながおか市」の住民が合併によって大きな不利益が生じないよう、行政サービスの調整をしているんだ。

調整作業は、長岡市の行政サービスを基本に進んでいるけれど、実は研究会の時に8市町村の行政サービスを比べたら、長岡市のサービスが充実していることが分かったからなんだ。

決して合併の方式で差が生じることは無いから安心して大丈夫だよ。

合併は中越地域の発展のためにみんな協力しようということなんだ。信濃くんにもこのことを解ってほしいな。

8市町村の特産品を展示しています。

おしらせ

7月12日(出)に、長岡市大手通りに「まちなか・考房」がオープンしました。

考房内には、長岡戦災資料館、長岡造形大学ギャラリーなどに加え、1階には、市町村合併コーナーがあります。

このコーナーでは、長岡地域任意合併協議会の「協議会だより」をはじめ、構成8市町村を紹介するパンフレットやポスター、特産品などを展示しております。ぜひ気軽にお訪ねください。

協議会を傍聴しませんか？

第8回任意合併協議会

とき 9月3日(水) 午後6時から

ところ ホテルニューオータニ長岡 (長岡市台町2丁目)

受付 午後5時30分から

傍聴について
傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

編集後記

今回の協議会では、議員の特例が協議事項でした。各市町村議会の発表により、それぞれの議会がどう考えているかが分かったわけですが、ただ、住民代表の意見では経費の削減や効率化を望んでおり、議会代表と住民代表の感覚の違いを実感しました。

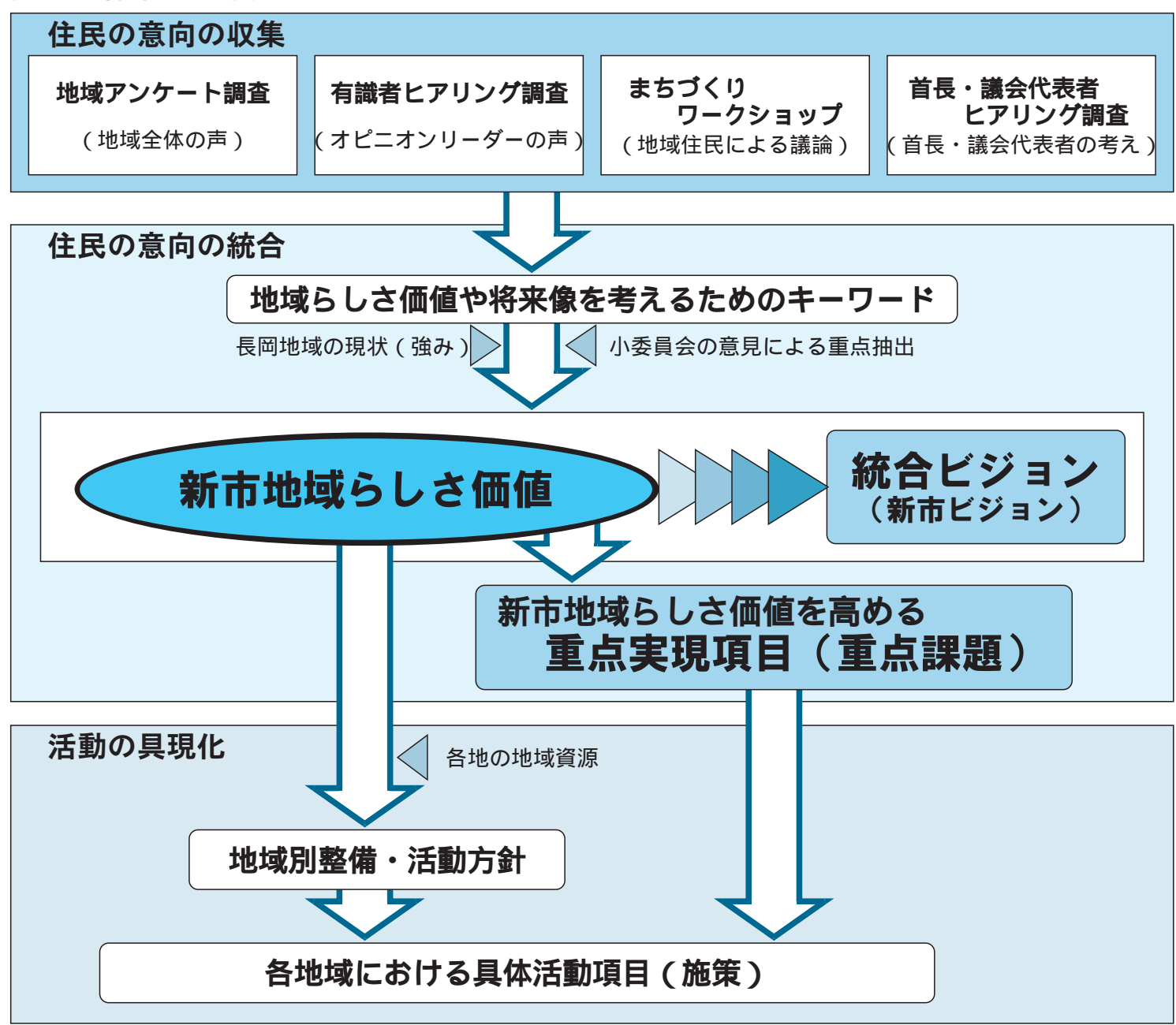
議員の特例を採用するには在任特例、定数特例のどちらか一定の財源が必要です。また、地域自治を行うためには、行政サービス水準を調整するためにも財源が必要です。事務局では、限られた財源の使い方も大きな影響があるため、この議員の特例の結果には特に注目しているところです。

協議会・小委員会などの内容は、協議会のホームページに掲載しています。また、「ご意見・ご質問」コーナーも設けていますので、ぜひご利用ください。

アドレスはJana
office@nagaoka-gappei.jp

長岡地域任意合併協議会事務局
長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-22260・39-22277(直通)
FAX 39-12254
ホームページアドレス
http://www.nagaoka-gappei.jp
Eメールアドレス
office@nagaoka-gappei.jp

図1 将来構想策定の流れ



新市将来構想のキーワード

新市将来構想策定小委員会では、これまでに会議を7回開催し、合併後の新市の目指すべき姿や方向性を検討してきました。これまでの検討内容を中間報告としてまとめたので皆さんにお知らせします。

将来構想策定の流れ

長岡地域の新市将来構想では、「住民の新市への思い・期待すること」や「地域の強み(資源)の存在」が最も重要なことと捉え、左の図1のように地域住民等の意向の収集を行い、それらをもとに将来の新市の姿や方向性を描きます。

第7回任意合併協議会の内容

第7回の協議会を7月18日に開催し、次の事項について協議しました。

報告事項

新市将来構想について

豊口小委員会委員長から将来構想の経過説明と事務局から資料の説明がありました(3頁参照)。

地域自治について

前回6月9日の第6回任意合併協議会の結果を受けて設置した「地域自治研究会」の現在の検討状況を報告しました。

報告内容

地域自治については、「合併によって周辺地域が寂れてしまうのでは」といった不安を解消するために、各支所(地域自治組織)で何を行うかを「地域自治研究会」で検討しています。

研究会では地域でどのような業務を行うかの基本的な考え方を次のように整理しました。各市町村が特に力を入れてきた施策、各市町村が特色を生かすため、別々の施策で対応してきたもの、各市町村がその地域にとって今後必要と思われる施策

現在、からに基づいて各市町村から提出された「地域で行いたい個別の事業」を整理しており、今後も引き続き地域自治研究会で検討を重ねていくこととなります。

協議事項
「合併に関する基本的な事項」について
(下記参照)

議題「合併に関する基本的な事項」について

今回は、継続協議となっていた、議会の議員の定数及び任期の取扱い(議員の特例)について協議を行いました。まず、各市町村議会における現在の協議状況の報告があり、その後意見交換を行いました。その結果、意見が分かれたことや、現在検討している「地域自治のあり方」にもかわるといふ意見が多かったことから、結論は出ず、再び継続協議となりました。各市町村議会からの発表内容や、それらを踏まえた意見は次のとおりです。

長岡市議会

・統一的な見解なし
長岡市議会として統一見解は出していないが、7月の合併調査研究委員会で一定の方向を示す予定。

見附市議会

・大多数が在任特例
特例は未来永劫ではないので、ある程度の期間(平成19年4月まで)は全員残れるようにしたい。ただし報酬は、現行の見附市議の報酬額のままとし、議員が大多数。

栃尾市議会

・在任特例
在任特例を選択する理由は次のとおり。効率性も大事ではあるが、長岡市以外の7市町村の意見を十分に取り入れなければ、良いまちは作れない。定数特例では栃尾は4人となり、多数決に不利。周辺地域にとって最良のことであっても採用されない可能性がある。議会についても「緩やかな合併」が必要。編入合併となっているが、中身が対等であることが基本。お互いの立場や気持ち尊重しあうことが大切と思う。

編入合併の場合の「議員の特例」

法定定数(原則)	在任特例	定数特例
46人	157人	51人

在任特例
関係する全ての市町村の議員がそのまま新市の議員になること(期間は、編入する市町村の議会の議員の残任期間)。

定数特例
編入する市町村の人口と議員数の割合に応じて、編入される市町村ごとに議員定数を配分し、増員選挙を行うこと。

定数(長岡市以外の市町村は、それぞれに選挙区をつくり増員選挙を行う。)
長岡市33人、見附市7人、栃尾市4人、中之島町2人、越路町2人、三島町1人、山古志村1人、小国町1人

中之島町議会

・統一的な見解なし
初めは定数特例の雰囲気が強かったが、4月の町議選挙後は意見がほぼ同数となった。選挙で4年間の任期を得たので、在任特例の方が良いとする考えが増えてきたようだ。

越路町議会

・定数特例
住民感情も考えながら、定数特例を採用すべきという考えは以前から変わっていない。定数特例だと、地域の声が届かないといわれるが、地域自治の取り組みによっては解決できると思う。

三島町議会

・定数特例
当初から三島町議会は、編入合併で定数特例だった。本来なら原則論・原点に立ち返るべきではあるが、特例が認められているので定数特例を選択した。

山古志村議会

・統一的な見解なし
特例を使おうという考えではあるが、在任か定数は決まっていない。地域自治のあり方とも関連し、その結果によって変わってくるものと思う。

小国町議会

・統一的な見解なし
在任特例、定数特例五分五分である。定数特例では新市になると、小国町からは議員1人になるので、自治権がしっかりと確保されることが先であるとする意見が大半。小国町の良さを反映させるには議決機関を持つ強い組織による自治が必要である。

住民代表等の意見

・住民によるワークショップでは地域の文化を尊重し新市の共通の宝物を見つけて夢を描くなど、住民の中ではすでに新市の構想が生まれている。長岡の場合は、原則定数の46人でスタートがよい。日本中から期待される「新長岡市」が生まれることが一住民としての期待である。住民の立場になって議論してほしい。

・住民の意向を反映させる新しい長岡市を作っていくにはいろいろ難しい問題があると感じた。しかし、最も合併の基本になるのは住民の意向だと思つたので、アンケート結果を理解・尊重して、定数特例で今後検討してほしい。

・住民の意見をいかにして反映できるかが重要であるとすると、在任特例の場合、長岡市の議員1人当たりの有権者数と他の市町村の議員1人当たりの有権者数では何十倍も違い、新市の人口の6割を超える長岡市民が議員を通して意見を反映しにくくなってしまつた。全ての住民の意見を等しく反映させようとするなら(人口比で増員選挙する)定数特例がよい。

・経費削減の観点から定数特例でやっていただきたい。国や県の財政は危機的な状況だから、新市もそのような状態にならないようにスタートから行政経費を削減して民間企業と同じ感覚で健全な運営をお願いしたい。

新市地域らしさ価値及び統合ビジョン(新市ビジョン)について

8市町村が合併した場合、これまでの各地域の特性を生かしながら、新市民と行政がともに取組むことで、どのような価値を持った市になれるのか、あるいはどのような対外的イメージを持った市になれるのか。その姿を現しているのが「新市地域らしさ価値」です。現在、次の4つを「新市地域らしさ価値」として検討しています。

新市地域らしさ価値

- ・独創企業が生まれ育つ都市
「誠実さが生み出す」技・立国・新ながおか
- ・元気に満ちた米産地
「まごころ米の生まれる里・新ながおか」
- ・世代がつながる安住都市
「未来人を育む資源博物館・新ながおか」
- ・世界をつなげる和らぎ交流都市
「人」ものがたり「競和国」・新ながおか

重点実現項目(重点課題)抜粋

- ・市民チャレンジャーの成功と雇用を支える新たな起業促進の風をおこす
「起業やベンチャー企業育成を支援するシステムの整備・充実」
- ・「新ながおか元氣印ブランド」の創造による「食の付加価値」の確立
「地域農産物や酒、農産加工品、郷土料理を組合わせた新ながおかメニューの開発」
- ・「子育て・教育」の分野で日本のモデル地域となる「21世紀の米百俵プログラム」の開発・推進
「子どもたちの「豊かな才能」を発見し、みんなで育てるまちづくり」
- ・すべての市民が「新ながおか親善大使」
「地域の伝統文化、魅力テーマとしたイベントの開発と実施」

統合ビジョン(新市ビジョン)「人財 都市・新ながおか」

に該当する言葉は、今後小委員会で検討していきます。

また、これら4つの「新市地域らしさ価値」に共通する意味を統合し、新市を内外に強く発信する際のスローガンとなるものとして、「統合ビジョン(新市ビジョン)」を設定します。長岡地域の誠実な人間性と人材育成の精神などを表現する言葉として、現在は次の案をもとに検討しています。

なお、中間報告の詳しい内容は、協議会ホームページ、または最寄りの市役所・役場の合併担当窓口にある資料をご覧ください。